

## 第2節 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

### 2-1 調布の自然の中で，子どもがのびのびと育つまち

#### 施策04 子ども・子育て家庭の支援

目的	対象	子ども（出生前を含む），子どもの保護者
	意図	子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて，安心して子どもを産み育てることができる

#### ✦ 施策の方向と基本的取組の体系

子どもが健やかに成長し，だれもが安心して子どもを産み育てることができ，子育てを楽しく感じることができるよう，子育て支援サービスの充実を図るとともに，地域全体で支援し，子育てしやすいまちづくりを推進します。

施策04	子ども・子育て家庭の支援
	04-1 子育てが楽しくなるまちづくり
	04-2 子育て家庭の支援
	04-3 子どもの健やかな成長の支援
	04-4 保育サービスの充実

時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 子ども・子育て支援新制度への対応（保育園待機児童対策，学童クラブ含む）
- 子ども・若者支援
- 子どもの貧困対策
- 食物アレルギー対策

#### ✦ 現状と課題

- 平成27年4月から本格実施の子ども・子育て支援新制度に対応した取組を進めるとともに，既存の保育施設の新制度への円滑な移行を支援していく必要があります。

- 保護者が安心して子育てができるよう、これまで、子ども家庭支援センターすこやかや児童館の子育てひろばを中心に、相談体制や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。平成27年4月に調布駅南口東地区の再開発ビル内に開設予定の子ども関連施設についても、子育てを楽しみと感ずることができるよう、市民やNPO等とも協働しながら、子育て家庭同士が交流できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 核家族化や、コミュニティの希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立化や家庭の育児力の低下、子どもの虐待が大きな社会問題となっています。子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や、健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援や地域での子ども・子育て支援を行う必要があります。
- 全国的な傾向と同様に、調布市の要保護児童数は増加傾向にあります。今後も、引き続き相談事業の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとともに、児童虐待防止センターを中心に関係機関が連携し、虐待の早期発見、早期対応につなげていく必要があります。
- 調布市では、子ども発達センターにおいて、就学前の子どもを対象に、発達支援事業や通園事業などを実施しており、一人一人の必要に応じた療育を行い、子育て家庭を支援しています。支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、関係機関と連携しながら一人一人に応じた一貫支援が必要となっています。
- 平成24年6月策定した調布市保育総合計画に基づき、今後も待機児童対策、多様な保育サービスの提供、保育の質の維持・向上、公立保育園の運営主体の見直しなど、保育に係る様々な課題に取り組んでいきます。
- 保育園待機児童数については、認可保育所や認証保育所及び家庭福祉員等の増設や、保育施設の定員の弾力化などを行い、平成14年度から平成25年度までに1,800人以上の定員を増やしてきました。今後は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に的確に対応し、国の待機児童解消加速化プランを最大限活用しながら保育需要を見据えた保育所整備に取り組む必要があります。
- 児童の放課後の生活の場となる学童クラブについては、これまで、1小学校区に1学童クラブを設置したほか、地域の実情に応じた分室を開設するなど、定員拡充に努めるとともに、障害児の学年延長などにも取り組んでいます。現在、平成27年度からの対象学年の拡大に対しても、ユーフォーと連携した効果・効率的な運営の実現に向けた準備に取り組んでいます。今後は、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、国が定める区分に従い、新たに条例で定めた学童クラブの設備及び運営の基準を踏まえた整備及び運営に努め、障害児の受入れの拡充や児童の育成環境の向上を図る必要があります。
- 平成17年4月に施行した調布市子ども条例に基づき、調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）を継承しながら、新たに策定予定の（仮称）子ども・子育て支援事業計画により、子どもと子育て家庭を総合的に支援する事業を展開していきます。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律により、平成26年8月に閣議決定された子どもの貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

✦ 基本的取組の内容

04-1 子育てが楽しくなるまちづくり

◆調布市子ども条例の普及と計画の推進

調布市子ども条例の普及・啓発を行うとともに、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）を引き継ぐ（仮称）調布市子ども・子育て支援事業計画により、地域全体で子どもの育ちと子育てを支援します。

◆すこやかを中心とした子育て支援

子ども家庭支援センターすこやかを子育て支援の中心的な拠点として、保護者が持つ子育ての不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業や一時預かり事業、学習・交流事業などを行い、支援します。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習する機会を提供するとともに、子育て家庭同士が交流できる事業を行います。また、調布市子ども基金※を活用し、子育て家庭が気軽に情報共有や交流ができる環境づくりに取り組みます。

※調布市子ども基金

市民からの寄付金などを積み立て、子育て支援事業の運営や子育て支援事業を行う施設の設置等にかかる費用の一部に充てるための基金

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
子育てしやすいまちと感じている市民の割合	39.7% (平成 25 年度)	50.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	子育てに関する情報提供の充実
事業の内容	市報、ホームページによる広報や市主催イベントでの広報活動の実施のほか、子ども基金を活用して新たに開設される（仮称）子育て応援サイトを通じて様々な子育てに関する情報を発信していきます。

04-2 子育て家庭の支援

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児と義務教育就学児に対する医療費助成を実施するとともに、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担に対する支援を行います。また、幼稚園に通う子どもがいる家庭に対して補助金を交付します。

## ◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭など、特に配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、教育訓練や就労支援などの自立に向けた取組を進めます。

## ◆子どもの貧困対策の推進

貧困を抱える子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や生活支援を行うなど、子どもの貧困連鎖の防止に向けて取り組みます。

## 基本計画事業

事業名	乳幼児医療費助成
事業の内容	未就学児の医療費（保険診療分のみ）の自己負担分を助成します。（食事療養費は除く）

事業名	義務教育就学児医療費助成
事業の内容	小学校・中学校就学児を養育する方に対し、児童に係る医療費の一部を助成します。

事業名	子どもの貧困連鎖防止総合支援事業《新規》
事業の内容	ひとり親家庭の子どもに対して、学習支援や生活支援を行います。

## 04-3 子どもの健やかな成長の支援

## ◆子どもの虐待防止対策

子ども家庭支援センターすこやかでの相談事業などにより虐待の未然防止に取り組むとともに、児童虐待防止センターを中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

## ◆母子保健の推進

出産前後の健康診査や相談と訪問、予防接種等の実施により、疾病予防を行うとともに、初期救急時の医療体制を整備し、子どもの健やかな成長を支援します。また、生後4箇月までのこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、必要な支援や情報提供等を行います。

## ◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたより及びそのおそれのある子どもに関する相談等を行い、関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	32.2% (平成 25 年度)	50.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	児童虐待防止センター事業の推進
事業の内容	子ども家庭支援センターすこやかにおいて、児童虐待防止センター事業を実施し、相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行います。

04-4 保育サービスの充実

◆子育て支援関連施設の連携

行政の役割を明確化し、効率的な保育所運営を図ることにより、行政と市内の子育て支援関連施設が連携し、多様な保育サービスの提供や保育の質の維持・向上を図ります。

◆待機児童対策の推進

子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、待機児童の解消に向け計画的に定員拡充に取り組みます。

◆学童クラブ事業の充実

放課後の児童の安全な育成の場を確保するため、放課後遊び場対策事業（ユーフォー事業）との連携を図るとともに、新たに条例で定めた学童クラブの設備及び運営の基準を踏まえた施設整備に努め、育成環境の向上に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
保育施設整備率※	34.8% (平成 26 年度)	(仮称) 子ども・子育て支援事業計画の目標値と整合を図り設定 (平成 29 年度)

※保育施設整備率  
就学前児童人口に対する公的保育サービスの定員割合

## 基本計画事業

事業名	待機児童対策の推進
事業の内容	待機児童対策として、認可保育園等の誘致、整備を行い、計画的に定員拡充に取り組みます。

事業名	学童クラブの施設整備
事業の内容	児童の育成環境の向上が必要な地域から整備を行い、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、家庭や地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 事業者は、仕事と家庭の両立支援や子育て支援に関し有益な取組を行うよう努めます。

### 第3編 分野別計画

## 2-2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

### 施策05 学校教育の充実

目的	対象	小・中学生
	意図	基礎的な知識や社会性，体力が身に付き，自ら学び，考える力を培う

### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

施策05	学校教育の充実
	05-1 豊かな心の育成
	05-2 確かな学力の育成
	05-3 健やかな体の育成
	05-4 個性の伸長と協働の学校づくり
	05-5 安全・安心な学校づくりの推進
	05-6 学校施設の整備

時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 改定教育プランとの整合
- 学校施設の老朽化対応
- 特別支援教育の推進
- 食物アレルギー対策
- 子どもの貧困対策

### ✚ 現状と課題

○小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から「生きる力」を育むことを主とした学習指導要領が本格実施となりました。調布市教育プランに基づき、子どもたちが、「徳・知・体」

の調和のとれた成長と、グローバル化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身につけることを目指した教育を推進していく必要があります。

- 東日本大震災を踏まえ、調布市教育委員会は「調布市防災教育の日」を制定し、命の尊さを学び、自分の命は自分で守る意識を高める機会としています。
- いじめは人の尊厳を侵害する大きな人権問題であり、調布市では、平成19年に、『子ども 夢すこやか まちづくり』 ～いじめや虐待のないまち宣言～を行っています。また、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」を策定しました。さらに、いじめ問題の解決や未然防止に向け、児童・生徒向けリーフレットの配布や教員向け手引を作成したほか、全校配置を行っているスクールカウンセラーによる相談などに取り組んでいます。今後も、命を大切に、人権を尊重する教育を一層推進していく必要があります。
- 学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念のもと、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用した思考力・判断力・表現力などの育成を重視しており、学校で学ぶ内容の充実や授業時間の増加とともに、学校・家庭・地域の連携・協力の必要性が求められています。
- 調布市の児童・生徒の学力の状況をみると、小・中学校とも東京都の平均を上回っており、基礎学力等が向上していますが、理解が十分でない児童・生徒もみられるため、一人一人の児童・生徒の確かな学力の定着を図ることが必要です。また、学習指導要領で重視されている思考力・判断力・表現力を育成するために、各教科等において言語活動の充実に取り組んでいくことが重要とされています。
- 調布市の児童・生徒の体力については、男子はやや向上していますが、女子はやや下降傾向にあります。また、小児生活習慣病予防健診において生活習慣の改善等が必要な生徒は約5人に1人の状況にあります。健やかな体を育成するために、学校と家庭の連携を深め、運動習慣と食習慣の両面から子どもの生活習慣改善に取り組むことが重要です。
- 東京都の特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づいた調布市特別支援教育全体計画により、各小・中学校への特別支援教室の設置や、通常の学級における支援体制の整備など、特別支援教育を着実に推進していく必要があります。
- 学校・家庭・地域との連携・協力のもと、特色ある充実した教育活動を推進する必要があります。
- 経済格差の進行により、教育格差の再生産や固定化につながり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しています。いじめや、不登校、貧困など多様な要因から、学校における「学び」に困難を抱える子どもたちに対し、一人一人の「個」に応じた様々な支援を図る必要があります。
- 子どもの安全・安心については、防災教育の日の実施や食物アレルギー対策の推進、通学路等の安全対策等様々な取組を行っています。今後も、安心して学ぶことができる教育環境の整備や関係機関との連携を通じて、子どもたちの安全・安心を確保していく必要があります。
- 調布市では、平成24年に発生した食物アレルギーによる事故の再発防止に向けた取組方針を策定し、様々な取組を進めています。また事故を風化させないために、毎年12月を調布市「いのちと心の教育」月間と位置付け、市立小・中学校全校において、食物アレルギーの正しい理解を中心に、豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実に取り組んでいます。



### 第3編 分野別計画

- 調布市の小・中学校は、児童・生徒数が増加傾向にあります。適切な学習環境の確保のためには、将来的な児童・生徒数の動向や各学校への特別支援教室の設置等を踏まえながら、学校施設の整備を計画的に行っていく必要があります。
- 学校施設の老朽化について、特に屋上防水、受変電設備等、損傷した場合、学校運営に大きな影響を及ぼすものについては、公共建築物維持保全計画に位置付けた耐用年数のほか、劣化状況の調査を実施し、適切に予防保全していく必要があります。また、耐久性調査を実施し、建替えも含めた施設整備計画の検討をしていく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 05-1 豊かな心の育成

#### ◆豊かな心の育成

児童・生徒が命の重さや大切さを深く自覚し、人の尊厳について考える道徳教育を充実するとともに、学校図書館の活用を推進するなど、互いを思いやることのできる豊かな心や感性を育みます。障害者に対する理解を深め、こころのバリアフリー\*が実現できるような教育機会の確保を図ります。

※こころのバリアフリー

障害や障害者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと

#### ◆いじめ、不登校の未然防止及び子どもの貧困対策に向けた環境整備

いじめや不登校、問題行動などの発生の未然防止や、子どもの貧困対策など必要な支援を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを中心に各関係機関との連携・協力のもと、児童・生徒をめぐる様々な問題への対策を強化します。

#### ◆体験学習を通じた教育の推進

公共機関や民間事業所等の協力により、中学生の職場体験学習を実施し、望ましい職業感や勤労観、社会性をはぐくみます。また、移動教室など校外での体験学習の中で、自然に親しみ豊かな心を養うとともに集団行動を通して協調性や規律性を養います。その他施設見学や地域資源の活用などによる様々な体験学習を実施するとともに効果的な学習方法について検討します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
不登校児童・生徒の出現率	0.3%（小学校） 2.7%（中学校） （平成25年度）	0.1%（小学校） 1.0%（中学校） （平成30年度）

## 基本計画事業

事業名	学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援
事業の内容	不登校・いじめ・子どもの貧困問題等の改善に資するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにより、一人一人の「個」に応じた様々な支援を図ります。

## 05-2 確かな学力の育成

## ◆学習指導要領の適正実施による年間指導計画の作成と実施

学習指導要領の趣旨を踏まえた年間指導計画の充実を図るとともに、学力調査の結果を基にした授業改善推進プランを策定するなど、学力の向上に向けて取り組みます。

## ◆学力の定着

児童・生徒の確かな学力の定着を図るため、調布市独自採用の少人数指導講師による一人一人の実態に応じた効果的な指導を推進します。

## ◆教員の指導力向上

教員の指導力を向上させるため、研修の充実を図ります。若手教員の割合が増加していることも踏まえながら、実践的な研修を実施していきます。

## ◆国際教育の推進

国際社会において主体的に行動できる人材の育成につながるよう、外国人英語講師の配置によるコミュニケーション能力の育成をはじめ、国際教育を推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における、東京都全体の平均正答率を上回ったポイント数	1.1ポイント（小学校） 2.1ポイント（中学校） （平成25年度）	5.0ポイント（小学校） 5.0ポイント（中学校） （平成30年度）

## 基本計画事業

事業名	少人数学習指導の推進
事業の内容	小学校1・2年生の算数を基本とした少人数指導講師や小学校5・6年生の理科の観察・実験等に関する支援員を全校配置し、少人数学習指導、理科教育を推進します。

**05-3 健やかな体の育成**

◆**体力の向上**

体力テストの結果を踏まえ、学校全体で体育・健康に関する取組を展開するなど、児童・生徒の体力向上につなげていきます。

◆**学校における食育の推進**

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成し、食育を推進します。また、安全・安心な食についての取組を進めます。

◆**正しい生活習慣の習得**

健やかな体を育成するため、児童・生徒の生活リズムや生活習慣に関わる現状と課題を踏まえながら、保護者への啓発を含めた望ましい生活習慣づくりに向けた取組を推進します。

**まちづくり指標**

まちづくり指標	基準値	目標値
小児生活習慣病予防健診における「正常」及び「管理不要」の生徒の割合	82.3 % (平成 26 年度)	88.0% (平成 30 年度)

**基本計画事業**

事業名	学校における食育の推進
事業の内容	調布市食育推進基本計画及び食に関する指導の全体計画に基づき、講演会や親子料理教室の実施など、食に関する学習を推進します。

**05-4 個性の伸長と協働の学校づくり**

◆**特別支援教育の推進**

調布市特別支援教育全体計画に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒が、適切に学校教育を受けることができるよう、各学校への特別支援教室<sup>※</sup>の設置を推進します。通常の学級においても、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援が円滑に行えるよう、スクールサポーターの配置や専門家による巡回相談を実施します。また、学校だけではできない様々な体験を通じた学ぶ機会を提供していきます。

※特別支援教室

通級指導学級の教員が各学校へ巡回することにより、知的障害はないが情緒面で課題のある児童・生徒が、在籍している学校で個別指導を受けることとなる制度及び教室の名称。集団指導を受ける場合はこれまでどおり通級指導学級へ通学。小学校は平成28年度開始予定

## ◆地域による学校の支援

地域による学校をサポートする体制を形成するため、学校支援地域本部を組織し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進します。

## ◆中学校学校選択制の実施

生徒が自らの個性にあった中学校を選択し、特色ある開かれた学校づくりを促進するために、引き続き中学校学校選択制を実施していきます。

## ◆円滑な学校生活の推進

保育園・幼稚園と小学校の連携を強化し、就学前の教育や保育を小学校生活へ円滑につなげ、小1プロブレム<sup>※</sup>の未然防止に努めます。

## ※小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
特別支援教室の設置校数（小学校）	3校 （平成25年度）	20校 （平成28年度）

※基準値は、小学校における情緒障害等通級指導学級（拠点校）の設置校数

## 基本計画事業

事業名	特別支援教育の推進
事業の内容	LD <sup>※</sup> 、ADHD <sup>※</sup> 、高機能自閉症等の発達障害を含めたすべての障害、学習や集団生活の適応等に課題のある児童・生徒に対し、スクールサポーターの配置や専門家チームの巡回相談等により個に応じた教育支援を行います。

## ※LD〈Learning Disabilities〉（学習障害）

知的障害はないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものについて習得と使用に著しい困難を示す状態

## ※ADHD〈Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder〉（注意欠陥・多動性障害）

不注意や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

事業名	地域人材を活用した教育活動推進
事業の内容	学校と地域を結ぶため、コーディネーターを配置し、学校の教育活動に合わせた地域人材を活用することで、地域全体で学校の教育活動を支援する体制をつくります。

**05-5 安全・安心な学校づくりの推進**

**◆防災教育の推進**

東日本大震災を教訓として制定した「調布市防災教育の日」では、命の尊さ、大切さを考える授業や防災訓練を実施し、防災教育を推進します。また、児童・生徒の普通救命講習や教員対象の上級救命講習、応急手当普及員講習についても、引き続き取り組んでいきます。

**◆食物アレルギー対策の推進**

食物アレルギー事故を防止し、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることや食を通して成長できる環境づくりを目指します。食物アレルギーのある児童・生徒は、給食だけでなく、食物・食材を扱う授業や活動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活での配慮や注意が必要なため、給食室等の改善、緊急対応体制の維持、食の指導の充実等、学校での食物アレルギー対策を進めていきます。

**◆通学路の安全確保の推進**

通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布、児童交通見守り員による啓発等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、防犯カメラの設置の検討を行うほか、保護者・地域との連携によって通学路の安全対策を図ります。また、子ども達が不審者等から声かけ等をされた際の駆け込み場所として実施している「こどもの家」については、引き続き普及啓発を行い、当事業を推進していきます。

**まちづくり指標**

まちづくり指標	基準値	目標値
防災教育の日の参加者数	28,077人 (平成26年度)	30,000人 (平成30年度)

**基本計画事業**

事業名	命の教育活動の推進
事業の内容	調布市防災教育の日における命の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を行うほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にする教育活動を実施します。

**05-6 学校施設の整備**

**◆計画的な施設整備**

児童・生徒数の増加に伴う不足教室への対応、非構造部材の耐震化、校庭の芝生化など、学習環境の整備、施設の安全対策、学校環境の改善を推進し、良好な環境の確保に努めます。また、避難所としてだれもが安全・安心に利用することができるよう施設を整備し、避難所機能の充実を進めます。

## ◆計画的な維持保全

児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、調布市公共建築物維持保全計画を基本に、構造体の耐久性調査を踏まえ、老朽化した学校施設の計画的な維持・保全を推進します。

## ◆学習環境の整備

良好な学習環境整備の一環として、飲水系統の給水管を直結給水化するほか、校庭の芝生化や壁面緑化を推進するとともに、環境教育の生きた教材として活用します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
耐用年数を基本に屋上防水・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 75% (76/101 棟) 受変電設備 93% (26/28 校) (平成 26 年度時点)	調布市公共建築物維持保全計画の修正に合わせて設定

## 基本計画事業

事業名	小・中学校施設の整備
事業の内容	児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、老朽化した学校施設の計画的な維持・保全を推進するとともに、非構造部材の耐震化、避難所機能の充実を進めます。また、不足教室への対応や、調布市特別支援教育全体計画に基づいた特別支援教室の整備を行います。



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域の中で児童・生徒が健やかに成長できるよう、安全・安心の見守りに努めます。
- 事業者は、生徒が望ましい勤労観や職業観、社会のルールやマナーを身に付けるために協力します。



### 第3編 分野別計画

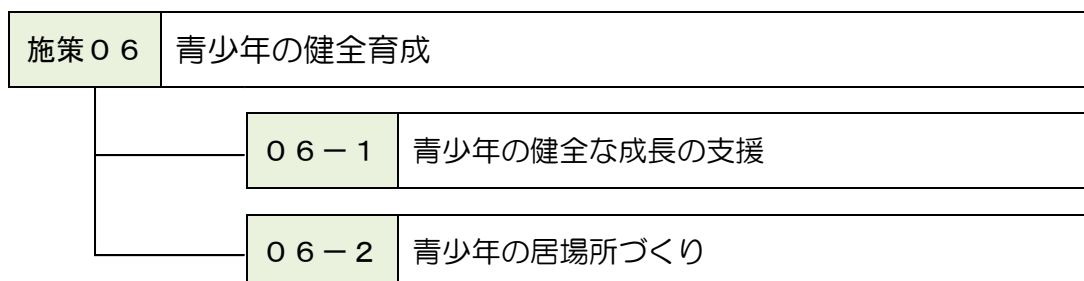
## 2-3 青少年が地域の中で、様々な体験や世代間交流を通じて成長できるまち

### 施策06 青少年の健全育成

目的	対象	青少年
	意図	自覚と責任を持って社会生活をおくることができる

#### ✦ 施策の方向と基本的取組の体系

青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 子ども・若者支援
- 生活困窮者・子どもの貧困対策
- 子どもの居場所づくり

#### ✦ 現状と課題

- 調布市は、健全育成推進地区委員会を全小学校区に設置し、青少年の健全育成を図っています。また、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会では、関係機関と連携し、青少年の非行防止活動に取り組んでいます。
- 青少年の健全育成事業として、地域等で活躍できるジュニアリーダーやシニアリーダーを育成するとともに、地域のボランティアリーダーグループを支援しています。
- 子どもの意見表明の場として「調布っ子夢会議」を実施するほか、成人式においては新成人を中心とした実行委員会を組織し、企画・運営に携わる機会を設けるなど、青少年の様々な体験活動の場を設けています。また、八ヶ岳少年自然の家を活用し、自然に親しむ児童・生徒の集団宿泊事業も実施しています。特別支援学級に通う心身に障害のある児童・生徒に対して、学校だけではできない様々な体験を通して社会生活について学ぶ機会を提供しています。
- 国は、子ども・若者の健全な育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように

するための支援その他の取組について、総合的な支援を推進するため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、平成22年7月に、子ども・若者ビジョンを策定しました。子ども・若者ビジョンが示す支援に関する施策は、社会のあらゆる分野に及び、調布市においても、子ども分野、子ども発達・障害分野、教育分野、就労支援分野など様々な分野で、地域等と連携した取組を推進することが必要です。

- 調布市内には青少年の健全育成に向けた居場所・活動場所として、児童館、青少年ステーション、青少年交流館等があり、多くの青少年が利用しています。
- 調布市では、放課後児童健全育成事業として、学童クラブの充実に取り組むとともに、学校施設を利用して小学生の放課後における安全な遊び場、居場所を確保するため、放課後遊び場対策事業として、ユーフォーの整備を推進し、平成24年度末までに市立小学校全校への設置が完了しました。平成27年度からはユーフォーと学童クラブの連携により、効果的・効率的な運営を実施する予定です。

## ✚ 基本的取組の内容

### 06-1 青少年の健全な成長の支援

#### ◆青少年の健全育成

スポーツ大会や青少年表彰を行うとともに、健全育成推進地区委員会や関係機関等と連携・協力し、青少年の健全育成を推進していきます。また、青少年問題協議会や青少年補導連絡会等と連携し、街頭パトロール、薬物防止啓発活動等に取り組むとともに、事業者等の協力を得ながら、青少年の健全育成活動を推進していきます。

#### ◆地域で活躍できる青少年の育成

地域で活躍できる青少年の育成につながるよう、小学生を対象としたジュニアサブリーダー、中学生を対象としたジュニアリーダーや、高校生を対象としたシニアリーダーの育成に努めるとともに、青少年の健全育成の担い手としてレクリエーション指導者の養成を図ります。

#### ◆困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

困難を抱える子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、各種相談窓口や関係部署と連携し、個々に応じた支援や居場所づくり、相談等を通して自立支援に取り組みます。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
リーダー養成講習会の参加者数	429人 (平成25年度)	1,600人(4か年累計) (平成27~30年度)



基本計画事業

事業名	リーダー養成講習会の実施
事業の内容	小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会，中学生対象のジュニアリーダー講習会，高校生対象のシニアリーダー講習会，高校生相当年齢以上のレクリエーション指導者養成講習会を実施し，青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる青少年リーダーを養成します。

06-2 青少年の居場所づくり

◆青少年の自主的な活動の支援

青少年ステーションや青少年交流館を活用し，青少年の自主的な活動を支援していきます。児童館については，今後も地域の団体等と連携し，子どもたちに様々な体験を提供します。また，子ども・若者，子育て支援の重要な拠点の一つである児童館の役割や機能などの在り方について検討を進めます。

◆放課後の居場所づくり

放課後の児童の安全・安心な遊び場の確保と，異なる年齢の子どもたちの交流促進のため，学童クラブと連携したユーフォー事業を実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
青少年ステーションの利用者数	30,591人 (平成25年度)	35,000人 (平成30年度)

基本計画事業

事業名	青少年ステーション（CAPS）における中・高校生世代の健全育成
事業の内容	中・高校生世代を対象にした健全な居場所を提供し，様々な分野（音楽，スポーツ，ダンス，クラフト，パソコン等）の活動を支援します。また，多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を実施します。利用状況を踏まえた施設の在り方を検討します。



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は，登下校時の安全や青少年の健全な成長を見守ります。
- 事業者は，青少年が健全に成長できるような環境づくりに取り組みます。

